

[04/07/27] 市民オンブズ香川は6月9日付けで捜査費・操作報償費の「偽名領収書」を公開請求していましたが、香川県警は7月22日付けで、全面非公開の決定をしました。非公開理由は以下。偽名領収書は特定できており、枚数は多くないが、枚数も公表できない、とのこと。

- ・他の情報と比較、分析することで当該協力者が特定され、個人の正当な権利、利益を害するおそれがあるため。(県情報公開条例第7条第1号に該当)
- ・対象勢力等から当該協力者やその家族等に対し危害を加えられるおそれがあり、また、そのような懸念や不安を協力者等に抱かせること等により、協力者との関係に影響を及ぼすなど、今後の捜査活動等に支障を及ぼすおそれがあるため。(県情報公開条例第7条第5号に該当)